

令和4年第1回

各務原市議会定例会議案（追加）

令和4年3月10日

目

次

議第 5 6 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 5 7 号	工事請負契約の変更について（各務原市庁舎解体工事）	3 頁

議第56号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月10日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例(昭和38年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第13条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第13条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の各務原市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第57号

工事請負契約の変更について

各務原市庁舎解体工事の請負契約（令和3年6月28日各務原市議会議決）中「715,000,000円」を「803,078,100円」に変更するものとする。

令和4年3月10日提出

各務原市長 浅野 健 司

